

山口県商工会連合会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内 容

【目標】年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間平均13日以上とする

〈対策〉

- ・令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- ・令和5年4月～ 職員の計画的な有給休暇取得に向けたリフレッシュ休暇等の取組の継続実施
- ・令和5年4月～ 個人別有給休暇取得状況の取りまとめを行い、取得促進のために個別対応を実施する